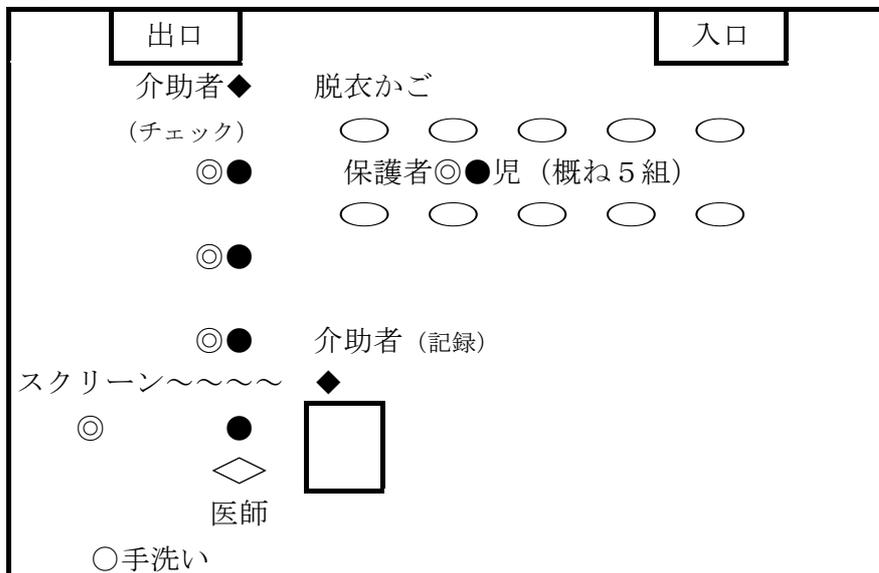


呉市就学時健康診断の標準的仕様（内科）

1 準備物

- (1) 学校
- ① 手洗い用洗面器（医師から要望があった場合のみ）
 - ② タオル
 - ③ 側灯（医師から要望があった場合）
 - ④ 脱衣かご（音戸，安浦，倉橋，警固屋地区のみ）
 - ⑤ バット（トレイ）
- (2) 教委
- ① 筆記用具
 - ② チェック票
 - ③ 延長コード（必要時）
 - ④ マニュアルカード
 - ⑤ スクリーン（必要時）

2 会場図



3 健康診断の流れ

- (1) 幼児は，上半身はだかになる。（保護者が脱衣させる。）番号札は外さない。
- (2) 幼児・保護者は，スクリーンの前に一列に並ぶ。
- (3) 医師は，聴診，視診により栄養状態，脊柱の異常及び疾病の有無，胸郭の異常の有無，皮膚の疾患の有無について診察する。
- (4) 介助者（記録）は，診断の結果を就学時健康診断票に記入する。
- (5) 幼児は，着衣後（保護者が着衣させる。）保護者ととも出口から退室する。

4 留意事項

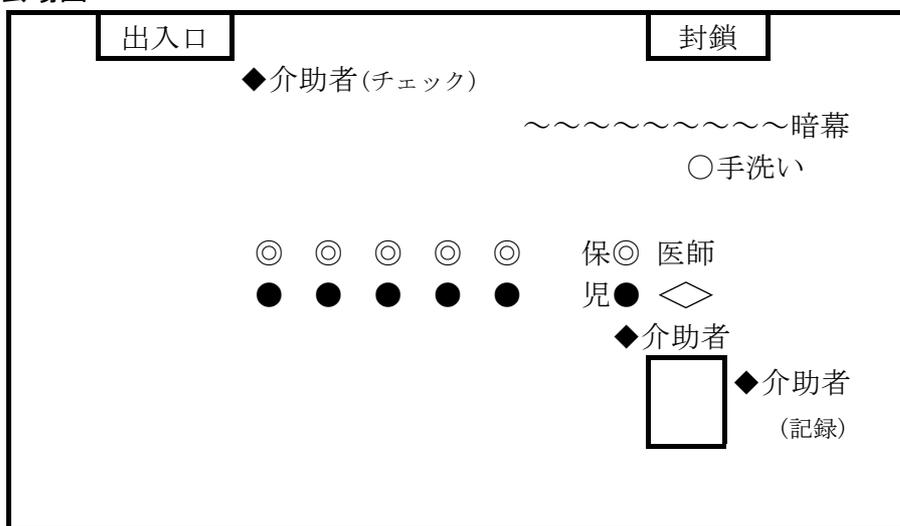
- (1) 就学時健康診断票が，診察を受ける幼児のものであるか確認すること。
- (2) 幼児の羞恥心等に配慮すること。
- (3) 健康診断票の予備調査票の3～5にチェックがある場合，医師にその旨を伝えること。

呉市就学時健康診断の標準的仕様（眼科）

1 準備物

- (1) 学校
 - ① 手洗い用洗面器（医師から要望があった場合）
 - ② タオル
 - ③ 側灯（医師から要望があった場合）
- (2) 教委
 - ① 筆記用具
 - ② チェック表
 - ③ 延長コード（必要時）
 - ④ ペンライト（医師から要望があった場合）
 - ⑤ 暗幕（医師から要望があった場合）

2 会場図



3 健康診断の流れ

- (1) 就学時健康診断票は、介助者（記録）が事前にまとめて受け取る。
- (2) 幼児・保護者は、医師の前に一列に並ぶ。
- (3) 保護者は、場合により幼児の頭部を固定し、下眼瞼がよく見えるようにする。
- (4) 医師は、眼の疾病及び異常の有無について診察する。
- (5) 介助者（記録）は、結果を就学時健康診断票に記入する。
- (6) 幼児・保護者は、出入口から退室する。

4 留意事項

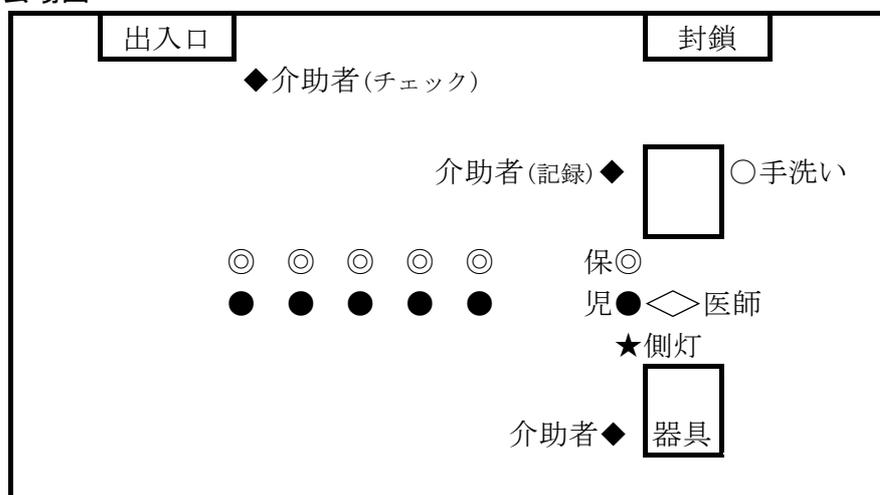
- (1) 就学時健康診断票が、診察を受ける幼児のものであるか確認すること。
- (2) 診察を受ける前に、眼をつついたり、こすったりしないよう指導すること。
- (3) 健康診断票の予備調査票の1にチェックがある場合、医師にその旨を伝えること。

呉市就学時健康診断の標準的仕様（耳鼻科）

1 準備物

- (1) 学校
 - ① 手洗い用洗面器（医師から要望があった場合）
 - ② タオル
 - ③ 側灯（医師から要望があった場合）
 - ④ バット（トレイ）
- (2) 教委
 - ① 筆記用具
 - ② チェック票
 - ③ 延長コード（必要時）
 - ④ マニュアルカード
 - ⑤ 使い捨て手袋
 - ⑥ 消毒済み検査器具（業者配送）
 - ⑦ 「聴力」のシール

2 会場図



※ 器具や側灯の位置は、担当医師の指示に従い医師が検診しやすい位置に配置する。

3 健康診断の流れ

- (1) 就学時健康診断票は、記録者がまとめて受け取る。
- (2) 幼児・保護者は、医師の前に一列に並ぶ。
- (3) 介助者は、開始前までに医師から鼻、咽頭、耳の診察する順番を聞き、それを保護者に伝え、保護者がその介助をする。
- (4) 医師は、耳疾患の有無、鼻及び咽頭疾患の有無について診察する。
- (5) 介助者（記録）は、結果を就学時健康診断票に記入する。
- (6) 幼児・保護者は、出入口から退室する。

4 留意事項

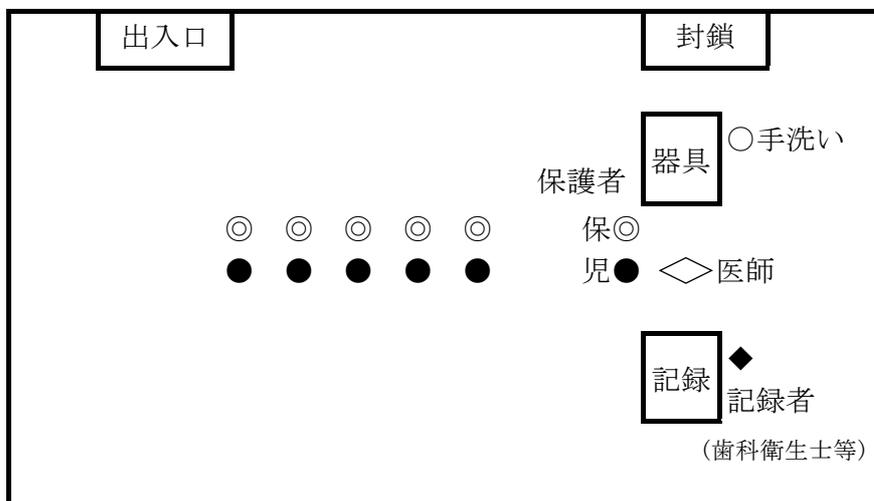
- (1) 側灯は、医師に近い左前方に設置すること。（ただし、医師の指示を優先すること。）
- (2) 就学時健康診断票が、診察を受ける幼児のものであるか確認すること。
- (3) 健診器具は、配付数と数が一致することを確認する。
- (4) 健康診断票の予備調査票の2にチェックがある場合、医師にその旨を伝えること。

呉市就学時健康診断の標準的仕様（歯科）

1 準備物

- (1) 学校
 - ① 手洗い用洗面器（医師から要望があった場合）
 - ② タオル
 - ③ 側灯（医師から要望があった場合）
 - ④ バット（トレイ）
- (2) 教委
 - ① 筆記用具
 - ② チェック票
 - ③ 延長コード（必要時）
 - ④ 使い捨て手袋
 - ⑤ 歯鏡，探針（業者配送）

2 会場図



※ 器具や側灯の位置は、担当医師の指示に従い医師が検診しやすい位置に配置する。

3 健康診断の流れ

- (1) 幼児・保護者は、医師の前に一列に並ぶ。
- (2) 医師は、幼児の口を開けさせて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無について診察する。
- (3) 記録者（歯科衛生士等）は、結果を就学時健康診断票に記入する。
- (4) 幼児・保護者は、出入口から退出する。

4 留意事項

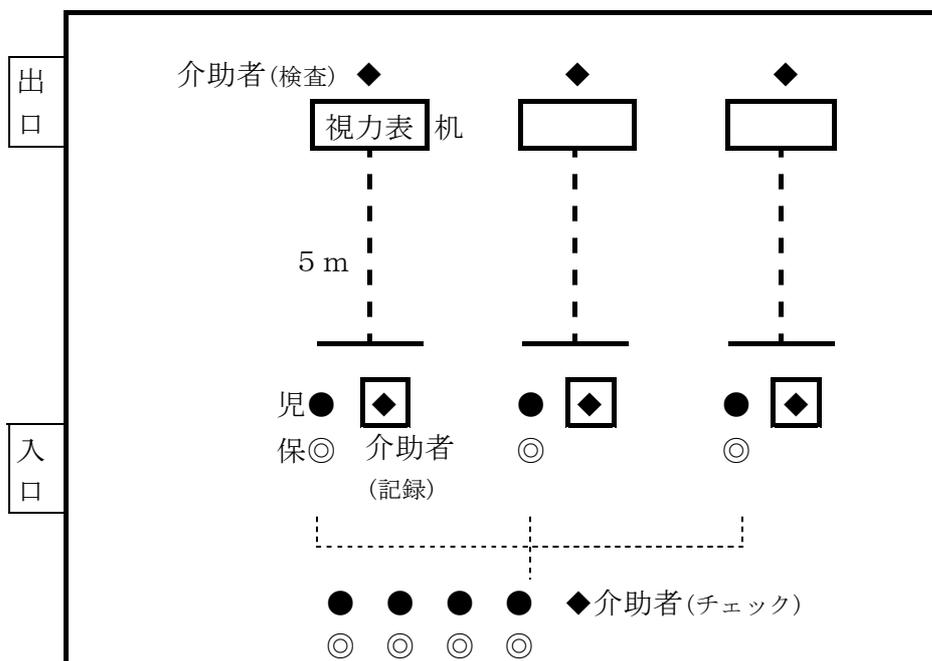
- (1) 就学時健康診断票が、診察を受ける幼児のものであるか確認すること。
- (2) 健診器具は、配付数と数が一致するか確認すること。
- (3) 健康診断票の予備調査票の6にチェックがある場合、医師にその旨を伝えること。
- (4) 健診器具を片づけるときは、歯鏡が探針で傷つかないように配慮するとともに、歯鏡と探針は、別々のケースに収めること。

呉市就学時健康診断の標準的仕様（視力検査）

1 準備物

- (1) 教委
 - ① 筆記用具
 - ② 視力表（ランドルト環）（2～8セット）
 - ③ 遮眼子（2～8）
 - ④ 足型マット（2～8）
 - ⑤ アルコール綿，拭きガーゼ
 - ⑥ 巻尺，ガムテープ，ビニールテープ
 - ⑦ チェック表

2 会場図



3 健康診断の流れ

- (1) 幼児は、立って検査を受け、保護者は検査を手伝う。
- (2) 介助者（検査）は、3指標により検査し、5区分で判定する。0.3指標から開始すること。

※	1.0の指標が見える	→	A
	0.7の指標まで見える	→	B
	0.3の指標だけ見える	→	C
	0.3の指標が見えない	→	D
	測定不能	→	X

- (3) 介助者（記録）は、就学時健康診断票に判定を記入する。
- (4) 幼児は、保護者ととも出口から退出し、待機場所で着席して待機する。

4 留意事項

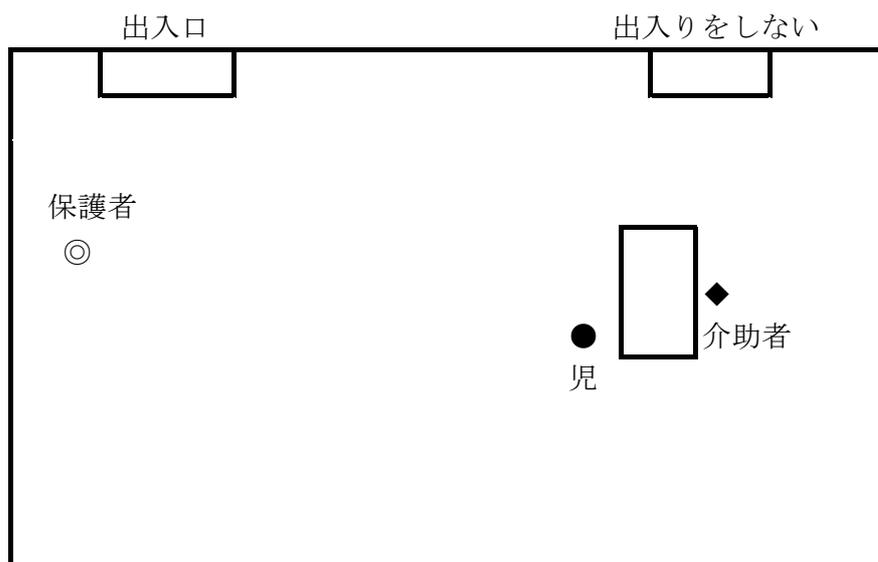
- (1) 事前に保護者から就学時健康診断票を受け取ること。
- (2) 就学時健康診断票が、検査を受ける幼児のものであるか確認すること。
- (3) 別紙「就学時健康診断における視力検査の検査方法と判定方法」に基づき実施すること。

就学時健康診断の標準的仕様（聴力検査）

1 準備物

- (1) 教委
 - ① 筆記用具,
 - ② チェック票
 - ③ マニュアルカード
 - ④ オーディオメーター検査器

2 会場図



3 健康診断の流れ

- (1) 対象者は、耳鼻科で医師の指示があった者のみ。
- (2) 介助者は、幼児へ検査の方法を説明する。
- (3) 幼児は、椅子に座って検査を受け、音が聴き取れたら手を挙げて合図をする。
- (4) 介助者は、結果を就学時健康診断票に記入する。
- (5) 幼児は、保護者とともに入出口から退出する。

4 留意事項

- (1) 就学時健康診断票が、検査を受ける幼児のものであるか確認すること。
- (2) 検査は、静かな環境で実施すること。